

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正前）

（委員長）

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

⇒教育委員長職務代理者

岡谷市教育委員会会議規則（改正前）

（委員長の選挙）

第2条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらのうちからくじで定めるもの）をもって当選人とする。

2 前項の選挙につき、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

（委員長職務代理者の指定）

第3条 前条の規定は、委員長職務代理者の指定に準用する。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後）

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

⇒教育長職務代理者